

相生山緑地の道路建設に係る学術検証委員会傍聴要領

(目 的)

第1条 この要領は、相生山緑地の道路建設に係る学術検証委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員等は、委員長が緑政土木局道路部主幹（環境に配慮した道路の建設）(以下「主幹」という。)と協議のうえこれを定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第3条 傍聴者の決定は、原則として先着順によるものとし、定員を超えた場合はその時点で以後の手続を終了する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の委員長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、委員長及び委員会の事務において委員長を補佐する緑政土木局道路部道路建設課の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周 知)

第10条 委員長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要領の周知を図らなければならない。

(委 任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮り又は主幹と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成22年1月8日から施行する。